

1 商品テストの意義

消費生活センターなどの苦情受付機関が、個別被害救済のために原因究明テストを行うことの意義については、次のように考える。

- ①原因究明により紛争を解決すると共に同種被害の再発防止、商品の安全性の向上といった公益の実現に資すること。
- ②個別被害が救済されること自体が有する公益性

個別被害救済のために個人では困難な原因究明を公的機関が支援することに公益的な価値がある。泣き寝入りしがちな個人を公的に支援することで消費者の権利実現をはかることに価値が見出される。

2 テスト機関

- (1) 頻繁に利用する設備や他機関にはない設備は公的機関が自前で持つ必要がある。

この場合に、国か地方自治体かといった振り分けをどうするかといった問題が残る。利用の頻度から見て自治体がそれぞれ所有することが不経済な場合が多い。

- (2) 稀にしか使用しない設備による検査であり他機関に委託可能なものは、他機関への委託テストで足りる。

〔他機関の例〕N I T E、F A M I C、大学、各地の工業研究所

- (3) 他機関への委託テストをするための条件作り（国からの自治体への支援）

- ・ 市センターがテストを依頼しても、N I T Eから断られることがある。国センがあっせんしてほしい。
- ・ 国民生活センター、都道府県センターは、商品テストの企画・立案・分析の出来る技術職員を配置し、相談内容に即して必要なテスト内容や適切なテスト機関等を判断するコーディネーターの役割を担うことが必要である。
- ・ 国民生活センターは、商品テスト機関のリストを整備し、商品テストをコーディネートできる人材を養成し確保する必要がある。
- ・ 委託テストの場合には、自治体がテスト費用を予算として確保する必要がある（ここで、商品テストは誰のためのものかといった理念が問われる）。

3 本論点の取扱いについて

「商品テストあり方検討会」を設置して別途の検討が必要である。

商品テストのあり方の検討は、具体的なテスト事例の検討や、数多くあるテスト機関の実情把握等の検討が必要であり、限られた時間内では困難だからである。